

感染症の予防及びまん延防止 のための指針



社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

令和 6 年 4 月 1 日

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

1. 法人における感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

感染症の予防及びまん延防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、事業所にとっては安全対策上及び利用者へのサービスの質を保つ上で重要である。感染症の予防及びまん延の防止に必要な措置を講ずるための体制を整備し、安心、適切なサービスの提供ができるように本指針を作成する。

2. 感染症の予防及びまん延防止のための体制

当法人では、感染症の予防及びまん延防止等に取り組むにあたり、下記の体制を取る。

(1) 感染対策委員会の設置

ア 設置の目的

- (ア) 事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。
- (イ) 情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

イ 感染対策委員会の構成委員

- (ア) 委員長 介護福祉課長
- (イ) 委員 各事業所管理者

ウ 感染対策委員会の開催

- (ア) おおむね6ヶ月に1回以上定期的に開催する。
- (イ) 感染症発生時（流行時）は、必要に応じて随時開催する。

エ 感染対策委員会の役割

- (ア) 事業所内感染対策マニュアルの作成、見直し
- (イ) 感染防止対策に関する資料の収集、職員への周知
- (ウ) 感染症 BCP の作成、見直し
- (エ) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施
- (オ) 感染症発生時の対応、報告

3. 感染症等予防対策

利用者、職員を感染から守る基本的な予防法である「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を徹底する。

※標準予防策とは①血液、②汗を除くすべての体液・分泌液・排泄物、③創傷のある皮膚、④粘膜（器官・口腔・鼻腔・消化管・眼球・膣など）に感染症微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策です。

(1) 標準予防策の主な内容

- ア 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- イ 個人防護服（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- ウ 呼吸器衛生（咳エチケット）
- エ 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、拡大防止のため速やかに対応を取り、それぞれに講じた措置等を記録する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報取り扱いに十分な注意を払う。

(1) 発生状況の把握

- ア 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- イ 事業所全体の感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

- ア 感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知及び指導する。
- イ 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。
- ウ 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する。
- エ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- オ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する。
- カ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 関係機関との連携

ア 医療機関及び他事業所との連携

- （ア）感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。
- （イ）診療の協力を依頼する。
- （ウ）医療機関からの指示内容を法人・事業所内で共有する

イ 保健所との連携

- （ア）疾病の種類、状況により報告を検討する。
- （イ）感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- （ウ）保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

ウ 行政関係機関との連携

- （ア）報告の必要性について検討する。
- （イ）感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。

5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 各事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3) 「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に務める。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者、家族、関係機関、職員等がいつでも自由に閲覧することができるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

(附則) この指針は、令和6年4月1日から施行する。